



## 漏洩防止のための措置等

1. 不浸透性の床の設置（特化則第21条）
2. 設備の改善等の作業時の措置（特化則第22条、22条の2）
3. 立入禁止措置（特化則第24条）
4. 適切な容器の使用等（特化則第25条）

## 作業主任者

## 作業環境測定

平成22年4月1日より適用されます。

1. 対象物を製造及び取り扱う屋内作業場においては...  
**6ヶ月以内ごとに1回**、定期的に、**作業環境測定士による作業環境測定**を実施。
2. 作業環境評価基準による評価を行い、測定及び評価の記録を**30年間保存**。
3. **管理濃度**は以下のとおり。  
ニッケル化合物 : 0.1mg/m<sup>3</sup>（ニッケルとして）  
砒素及びその化合物 : 0.003mg/m<sup>3</sup>（砒素として）
4. 測定方法は以下のとおり。

## 健康診断

ニッケル化合物、砒素及びその化合物等の有害物質に関する作業環境測定、局所排気装置の性能測定等については、専門測定機関である日鉄住金テクノロジー㈱広畑事業所にご相談下さい。